

道路運送法等の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 道路運送法の一部改正

1 目的の改正

この法律の目的について、道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、道路運送の利用者の利便の増進を図ることを追加するものとする。

(第一条関係)

2 乗合旅客の運送に係る規制の適正化

一 一般乗合旅客自動車運送事業の定義から路線を定めて定期に運行する自動車によるとの要件を削るとともに、一般貸切旅客自動車運送事業の定義を一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業と、一般乗用旅客自動車運送事業の定義を一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業と改めるものとする。

(第三条関係)

二 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸

送の確保等を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、事前にその旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りるものとする事。

(第九条第四項関係)

3 自家用自動車による有償旅客運送制度の創設

一 市町村、特定非営利活動法人等が、一の市町村の区域内の住民の運送その他の一定の旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うときは、自家用自動車を有償で運送の用に供することができるものとし、自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならないものとする事。

(第七十八条及び第七十九条関係)

二 国土交通大臣は、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき、自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送の安全及び旅客の利便の確保に必要な措置を講ずると認められないとき等の場合には、一の登録を拒否しなければならないものとする事。

(第七十九条の四関係)

三 一の登録の有効期間は、登録の日から起算して二年（一定の場合にあつては、三年）とし、登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならないものとする。 （第七十九条の五及び第七十九条の六関係）

四 一の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）は、登録を受けた事項の変更をするときは、原則として国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならないものとする。 （第七十九条の七関係）

五 自家用有償旅客運送者は、実費の範囲内であること等の基準に従い旅客から収受する対価を定め、これを事務所において公衆に見やすいように掲示し、又はあらかじめ旅客に対し説明しなければならないものとする。 （第七十九条の八関係）

六 自家用有償旅客運送者は、輸送の安全及び旅客の利便を確保するために必要な事項を遵守しなければならないものとし、国土交通大臣は、これらが確保されていないと認めるときは、その是正のために必要な措置を命ずることができるものとする。 （第七十九条の九関係）

七 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客

運送自動車」という。)の転覆、火災等の重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならないものとする事。 (第七十九条の十関係)

八 自家用有償旅客運送者は、その業務を廃止したときは、その日から三十日以内に国土交通大臣に届け出なければならないものとする事。 (第七十九条の十一関係)

九 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者がこの法律の規定に違反したとき等の場合には、六月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができるものとする事。 (第七十九条の十二関係)

4 その他

一 自家用貨物自動車の使用等の届出制度、自家用自動車の共同使用の許可制度及び自家用自動車の有償貸渡し(その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合に限る。)の許可制度を廃止するものとする事。 (第七十八条、第七十九条及び第八十条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 道路運送車両法の一部改正

1 電子化に対応した自動車登録制度の見直し

一 一時抹消登録を受けた自動車の所有者に交付する一時抹消登録証明書を廃止するものとする。

(第十五条の二第五項及び第十六条第二項関係)

二 国土交通大臣は、新規登録、変更登録、移転登録又は一時抹消登録をしたときは、申請者に対し、

当該登録に係る登録識別情報を通知しなければならないものとする。 (第十八条の二関係)

三 一時抹消登録を受けた自動車に係る新規登録又は変更登録、移転登録、永久抹消登録、輸出抹消仮

登録若しくは一時抹消登録の申請をする場合には、申請者は、登録識別情報を提供しなければならない

ものとする。同時に、一時抹消登録を受けた自動車を譲渡する者は、登録識別情報を譲受人に提供

しなければならないものとする。 (第十八条の三関係)

四 国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録情報提供機関」という。)は、登録情報の電気通信回

線による提供を受けようとする者の委託を受けて、その者に対し、国土交通大臣から提供を受けた登

録情報を電気通信回線を使用して送信する業務(以下「情報提供業務」という。)を行うため、国土

交通大臣に対し、登録情報の提供を電気通信回線を使用して請求することができるものとする。

(第二十二條第三項關係)

五 国土交通大臣又は登録情報提供機関は、登録事項等証明書等の交付の請求又は四の委託をする者について、本人であることの確認を行い、かつ、当該請求又は請求に係る委託はその事由等を明らかにしなくてはならないものとともに、国土交通大臣は、登録事項等証明書等の交付の請求又は四の委託が不当な目的によることが明らかな場合等には、これらに係る請求を拒むことができるものとする。

(第二十二條第四項から第六項まで關係)

六 登録情報提供機関の登録は、情報提供業務を行おうとする者の申請により行うものとする。

(第九十六條の十五關係)

七 一定の要件に該当する者は、登録情報提供機関の登録を受けることができないものとする。

(第九十六條の十六關係)

八 国土交通大臣は、六の申請をした者が電子計算機及び情報提供業務に必要なプログラムを有するものであるときは、その登録をしなければならないものとする。

(第九十六條の十七關係)

九 登録情報提供機関の登録は、一定の期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、そ

の効力を失うものとする。

(第九十六条の十八関係)

十 登録情報提供機関及び情報提供業務については、登録情報処理機関及び情報処理業務に係る規定を準用するものとする。

(第九十六条の十九関係)

2 整備命令のための報告徴収及び立入検査

地方運輸局長は、自動車の使用者に対する整備命令等のために必要な限度において、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外し等を行った者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該者の事務所等に立入検査を行わせることができるものとする。

(第五十四条の三関係)

3 二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長

二輪の小型自動車について、初めて交付を受ける自動車検査証の有効期間を二年から三年に延長するものとする。

(第六十一条関係)

4 リコール制度の充実

一 国土交通大臣は、自動車製作者等若しくは装置製作者等に対し改善措置を講ずべきことを勧告し、又はこれらの者から届け出られた改善措置に対し変更を指示しようとする場合において、必要がある

と認めるときは、技術的な検証を独立行政法人交通安全環境研究所に行わせるものとする。

(第六十三条の二第六項及び第六十三条の三第五項関係)

二 国土交通大臣は、その職員が自動車製作者等又は装置製作者等の事務所等に立入検査を行う場合において必要があると認めるときは、技術的な検証のために必要な調査を独立行政法人交通安全環境研究所に行わせることができるものとする。

(第六十四条関係)

5 その他

一 自動車登録番号の通知を受け、自動車登録番号標が交付された場合の封印の取付けについて、離島の市町村の長も行えるものとともに、自動車登録番号標又は封印が滅失、き損した場合等の封印の取付けについて、封印取付受託者も行えるものとする。

(第十一条関係)

二 自家用有償旅客運送自動車等の定期点検整備の期間を定めるものとする。

(第四十八条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第三 独立行政法人交通安全環境研究所法の一部改正

1 第二の4の技術的な検証に関する業務を独立行政法人交通安全環境研究所の業務として規定するもの

とすること。

(第十二条第三号関係)

2 その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則関係

1 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二の2及び4の規定等は公布の日から、第二の3の規定等は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、第二の1の四から十までの規定等は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二の1の一から三までの規定等は公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行するものとする。

(附則第一条関係)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第十四条まで関係)

3 関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第十五条から第三十一条まで関係)